

目次中「第五章 雜則（第四十二條、第四十五條）」を「第五章 雜則（第四十二條、第四十五條の三）」に改める。

第二条第二項中「船舶により」の下に「有償で」を加える。

第二条第四項を次のように改める。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

第三条の見出しを「（旅客定期航路事業の免許）」に改め、同条第一項中「航路」を「航路及び左に掲げる事業の種類」に改め、同項に次の二号を加える。

一 一般旅客定期航路事業（特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業）

二 特定旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業）

第三条第三項を削る。

第四条を次のように改める。

（免許基準）

第四条 運輸大臣は、旅客定期航路事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 当該事業の開始によつて当該航路に係る全供給輸送力が全輸送需要に対し著しく供給過剰にならないこと。

二 当該事業に使用する船舶、けい留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適合したものであること。

三 当該事業が利用者の利便に適合する運輸計画を有すること。

四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

五 申請者が当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

六 当該事業の開始が公益上支障のないものであること。

第六条を削り、第五条を第六条とし、同条中「前条」を「前二条」に改め、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 運輸大臣は、旅客定期航路事業の免許を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合に、その免許をしてはならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 旅客定期航路事業の免許又は第二十一条第一項に規定する旅客定期航路事業の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過していない者であるとき。

三 法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が前二号の一に該当する

るとき。

第十五条第三項を削り、第二項を第四項とし、同項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

3 前項の規定は、災害による港湾施設の損壊その他やむを得ない事由に基き休止については、適用しない。

第十六条第一項各号を次のように改める。

一 この法律若しくはこれに基き処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）又は船舶職員法（昭和二十六年法律第四十九号）の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

四 第五条各号の一に該当することとなつたとき。

第十六条第三項を削る。

第十八条第二項及び第三項中「会社」を「法人」に改め、同条第七項を削る。

第十九条の見出しを「（事業改善に関する命令）」に改め、同条第一項第二号の次に次の一号を加える。

三 船舶その他の輸送施設を改善すること。

第十九条第二項を削る。

第十九条の五を第十九条の七とし、第十九条の四を第十九条の六とし、

し、同条中「届け出なければならぬ」の下に「賃率表を変更しようとするときも同様である。」を加え、第十九条の三を第十九条の五とし、同条第一項中「届け出なければならぬ」の下に「届出をした事項を変更しようとするときも同様である。」を加え、第十九条の二の次に次の二条を加える。

（特定旅客定期航路事業の特則）

第十九条の三 第四條第三号から第五号までの規定は、特定旅客定期航路事業の免許については、適用しない。

2 第八条から第十条まで、第十二条から第十五条まで及び前二条の規定は、特定旅客定期航路事業については、適用しない。

3 特定旅客定期航路事業を営む者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

（対外旅客定期航路事業）

第十九条の四 第三条から前条までの規定は、本邦（本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいう。以下同じ。）の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

2 対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日より十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ

い。

3 対外旅客定期航路事業を営む者は、旅客及び手荷物の運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に関する事業者の責任に関する事項を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならぬ。これらの事項を変更しようとするときも同様である。

4 対外旅客定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

（不定期航路事業の届出）

第二十条 不定期航路事業（次条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。）を営む者は、省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

2 前項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

第二十条の二及び第二十三条から第二十五条までを削り、第二十一条を第二十四条とし、同条第一項中「定期航路事業を営む者（以下「定期航路事業者」という。）を船舶運航事業者」に改め、同条第二項中「定期航路事業者」を「船舶運航事業者」に改め、第二十二條を第二十五條とし、

同条第一項中「定期航路事業」の下に「又は旅客不定期航路事業」を加え、同条第二項中「定期航路事業者」を「定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者を営む者」に改め、第二十条の次に次の七条を加える。

(旅客不定期航路事業の許可)

第二十一条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。)を営もうとする者は、航路ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 第三条第二項、第四条(第三号に係るものを除く)、第五条及び第六条の規定は、前項の許可について準用する。

(事業の廃止の届出)

第二十二条 旅客不定期航路事業者(以下「旅客不定期航路事業者」という。)が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

(許可の取消)

第二十三条 運輸大臣は、旅客不定期航路事業者が正当な理由がないのに一年以上旅客の運送をしなかつたときは、当該事業の許可を取り消すことができる。

2 第十六条第二項の規定は、前項の取消について準用する。

(承継)

第二十三条の二 旅客不定期航路事業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、旅客不定期航路事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により旅客不定期航路事業者の地位を承継した者は、省令の定める手続により、承継のあつた日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

3 旅客不定期航路事業者について相続があつた場合において、第一項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内に第二十一条第一項の規定による旅客不定期航路事業の許可の申請をしなれば、その期間経過後は、その者の承継に係る旅客不定期航路事業の許可は、その効力を失う。その者が許可の申請をした場合において、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けた日以後についても同様である。

(解散の届出)

第二十三条の三 旅客不定期航路事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産によるときは、破産管財人)は、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

第二十三条の四 第八条から第十一

条まで、第十三条第二項、第十六条及び第十九条の二の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。

(免許等の条件)

第二十三条の五 この章に規定する免許、許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することが出来る。

2 前項の条件は、公共の利益を確保し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、船舶運航事業を営む者(以下「船舶運航事業者」という。)に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第二十六条第一項中「船舶運航事業を営む者(以下「船舶運航事業者」という。)」を「船舶運航事業者」に改め、後段を削る。

第三十条第三号中「第十九条の四」を「第十九条の六」に、「第十九条の五」を「第十九条の七」に改める。

第三十条の三 定期航路事業者と通謀して「定期航路事業者を営む者(以下「定期航路事業者」という。)」と通謀して、「第十九条の四」を「第十九条の六」に、「第十九条の五」を「第十九条の七」に改める。

第三十三条中「第二十一条、第二十三条」を「第二十条」に改める。

第四十二条の見出しを(国又は日本国有鉄道に関する規定)に改め、同条第一項中「日本国有鉄道又は商船管理委員会」を「又は日本国

有鉄道」に改める。

第四十三条ただし書を次のように改める。

但し、旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むものの以外のものについては、この限りでない。

第四十四条中「及び第四十五条の二」を削る。

第四十四条の二の見出しを(船舶の譲受の許可)に改め、同条第一項中「又は借受」を削る。

第四十五条の二第一項を次のように改める。

この法律に規定する運輸大臣の職権で政令で定めるものは、海運局長が行う。

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

(聴聞)

第四十五条の三 海運局長は、その権限に属する左に掲げる事項について、必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞することができる。

一 旅客定期航路事業の免許又は事業の停止若しくは免許の取消

二 旅客不定期航路事業の許可又は事業の停止若しくは許可の取消

2 海運局長は、その権限に属する前項各号に掲げる事項について利害関係人の申請があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて聴聞しなければならない。

3 前二項の聴聞に際しては、利害関係人に対し、意見を述べ、及び

証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 左の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による免許を受けずに旅客定期航路事業を営んだ者

二 第二十一条第一項の規定による許可を受けずに旅客不定期航路事業を営んだ者

第四十八条第一号中「第九条第一項、第十一項」を「第九条第一項若しくは第十一項(第二十三条の四においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」に改める。

第四十八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二十三条の四において準用する第十条又は第十三条第二項の規定に違反した者

第四十八条第四号中「第二十二條第一項」を「第二十五條第一項」に、同条第五号中「第二十一條(第二十五條及び第三十三條において準用する場合を含む。)」を「第二十四條(第三十三條において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十九条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第十九条の三第三項、第十九条の四第二項若しくは第四項、第十九条の五、第二十条(第三十三條において準用する場合を含む。)、第二十二條、第二十三條の二第二項又は第二十三條の三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の四第三項又は第十九条の六（第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定による公示若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

（他の法律の改正）

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十五号の船舶」を「第十五号の船舶及び第十五号の航空機」に改める。

第十五号の船舶、及び旅客不定期航空事業を許可し、及び旅客不定期航空事業の業務に關し認可すること。

第六条第一項第三号中「旅客定期航空事業（対外定期航空事業を除く。）を旅客定期航空事業（対外旅客定期航空事業を除く。）及び旅客不定期航空事業」に改める。

第二十三条第一項第二号の次の一号を加える。

二の二 旅客不定期航空事業の許可又は認可に關すること。

第二十三条第一項第三号中「定期航空事業」の下に「及び旅客不定期航空事業」を加え、同項第五号中「借受」を削る。

第四十条第一項第一号の次の次の一号を加える。

一の二 旅客不定期航空事業の

許可又は認可に關すること。

第四十条第一項第二号中「定期航空事業」の下に「及び旅客不定期航空事業」を加え、同項第三号中「借受」を削る。

3 港灣運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）に規定する旅客定期航空事業による貨物の運送」を「一定の航路に旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう）を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行行貨物の運送」に改める。

4 本船運送法（昭和二十七年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「旅客定期航空事業」の下に「及び旅客不定期航空事業」を加える。

第二十八条中「第二十三号、第二十四号」を「第二十号」に改める。

（経過規定）

5 この法律の施行前にした改正前の海上運送法の規定による旅客定期航空事業の免許及びその申請は、省令の定めるところにより、改正後の同法の規定により一般旅客定期航空事業又は特定旅客定期航空事業についてしたものみなす。

6 この法律の施行の際現にこの法律の規定により旅客不定期航空事業となる事業を営んでいる者は、

この法律の施行の日から六十日間、改正後の海上運送法第二十一条第一項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その者が、その期間内に当該航路について旅客不定期航空事業の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様である。

7 改正後の海上運送法第二十二条から第二十三条の四までの規定は、前項の者が同項の規定により引き続き当該事業を営む場合は、適用しない。

8 この法律の施行の際現にこの法律の規定により対外旅客定期航空事業となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六十日以内に、旅客及び手荷物の運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に關する事業者の責任に關する事項について、これを公示し、かつ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならぬ。

9 前項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

自動車損害賠償保障法案
自動車損害賠償保障法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 自動車損害賠償責任（第三条・第四条）
第三章 自動車損害賠償責任保険
第一節 自動車損害賠償責任保

險契約の締結強制（第五号）（第十号）

第二節 自動車損害賠償責任保険契約（第十一号）（第二十三号）

第三節 自動車損害賠償責任保険事業（第二十四号）（第三十号）

第四節 自動車損害賠償責任保険審査会（第三十一号）（第三十九号）

第五節 政府の自動車損害賠償責任再保険事業（第四十号）（第五十四号）

第四章 自動車損害賠償自家保障（第五十五号）（第七十号）

第五章 政府の自動車損害賠償保障事業（第七十一号）（第八十二号）

第六章 雑則（第八十三号）（第八十六号）

第七章 罰則（第八十七号）（第九十一号）

附則

第一章 総則（この法律の目的）

第一条 この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。

2 この法律で「運行」とは、人又

は物を運送するとなしにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い利用することをいう。

3 この法律で「保有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

4 この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。

第二章 自動車損害賠償責任（自動車損害賠償責任）

第三条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に關し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（民法の適用）

第四条 自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第十九号）の規定による。

第三章 自動車損害賠償責任保険

第一節 自動車損害賠償責任保険契約の締結強制

第五条 自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任

（責任保険の契約の締結強制）

第五条 自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任

任保険（以下「責任保険」という。）の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

（保険者）

第六条 責任保険の保険者（以下「保険会社」という。）は、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険業者に関する法律（昭和二十四年法律第八十四号）に基き責任保険の事業を営むことができる者とする。

（自動車損害賠償責任保険証明書）
第七条 保険会社は、保険料の支払があつたときは、保険契約者に対して、当該自動車につき自動車損害賠償責任保険証明書を交付しなければならない。

2 保険契約者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項について変更があつたときは、自動車損害賠償責任保険証明書をその変更についての記入を受けなければならない。

3 保険会社は、前項の規定による記入の申出があつたときは、遅滞なく、その記入を行わなければならない。ただし、第二十二條第三項又は第四項の規定による請求をした場合において、その金額の支払がなかつたときは、この限りでない。

4 保険契約者は、自動車損害賠償責任保険証明書の滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつたときは、保険会社に対して、その再交付を求めることができる。

5 自動車損害賠償責任保険証明書の記載事項その他自動車損害賠償

責任保険証明書に関する細目は、運輸省令で定める。

（自動車損害賠償責任保険証明書の備付）

第八条 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書（前条第二項の規定により変更についての記入を受けなければならないものにあつては、その記入を受けた自動車損害賠償責任保険証明書。次条において同じ。）を備え付けなければならない。運行の用に供してはならない。

（自動車損害賠償責任保険証明書の提示）

第九条 道路運送車両法第四条、第十二条から第十四条まで、第十七條、第三十四條、第五十八條、第六十二條から第六十四條まで、第六十七條、第六十八條、第七十條、第七十一條又は第九十七條の三に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならない。

2 当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示がないときは、前項の処分をしないものとする。

（適用除外）

第十条 第五条及び第七条から前条までの規定は、国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、都道府県その他政令で定める者が運行の用に供する自動車及び道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をい

う。以下同じ。）以外の場所のみにては、適用しない。

第二節 自動車損害賠償責任保険契約

（責任保険の契約）

第十一条 責任保険の契約は、第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる保有者の損害及び運転者もその被害者に対して損害賠償の責任を負うべきとき、これによる運転者の損害を賠償会社が補償することとを約し、保険契約者が保険会社に保険料を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

第十二条 責任保険の契約は、自動車一両ごとに締結しなければならない。

（保険金額）

第十三条 責任保険の保険金額は、政令で定める。

（免責）

第十四条 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて生じた損害についてのみ、てん補の責を免れる。

（保険金の請求）

第十五条 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。

第十六条 第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保

險金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

2 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免れる。

3 第一項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基づき被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。

4 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によつて損害が生じた場合において、第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

（被害者に対する仮渡金）
第十七条 保有者が、責任保険の契約に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、政令で定める金額を前条第一項の規定による損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

2 保険会社は、前項の請求があつたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払わなければならない。

3 保険会社は、第一項の仮渡金の金額を支払うべき損害賠償額をこえた場合には、そのこえた金額の返還を請求することができる。

4 保険会社は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、第一項の仮渡金を支払つたときは、その支払つた金額について、政府に対して補償を求めることができる。

（差押の禁止）

第十八条 第十六条第一項及び前条第一項の規定による請求権は、差押を受けることができない。

（時効）

第十九条 第十六条第一項及び第十七條第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（告知すべき重要な事実等）

第二十条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百四十四條に規定する重要な事実又は事項は、責任保険の契約にあつては、次のとおりとする。

一 道路運送車両法の規定による自動車登録番号又は車両番号（これらが存しない場合にあつては、車両番号）
二 政令で定める自動車の種別（告知義務違反による契約解除の効力）

第二十一条 商法第六百四十四條の規定により、保険会社が責任保険の契約を解除したときは、その解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して七日の後、将来に向つてその効力を生ずる。

2 前項の解除の効力が生ずる日前に危険が発生した場合に、商法第六百四十五條第二項の規定にかかわらず、保険会社は、損害をてん補する責に任ずる。この場合において、保険会社が損害をてん補したときは、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

(危険の増加又は減少による契約の変更)
第二十二條 保険期間中に危険が増加し、又は減少したときは、責任保険の契約は、新たな危険に対応する責任保険の契約に変更されたものとみなす。

2 保険契約者又は被保険者は、保険期間中に危険が増加したことを知つたときは、遅滞なく、これを保険会社に通知しなければならぬ。

3 保険期間中に危険が増加した後、に危険が発生し、保険会社が損害をてん補した場合において、保険契約者又は被保険者が前項の通知を怠つていたときは、保険会社は、保険契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。

4 保険会社は、第一項の場合において、危険が増加したときは、保険契約者に対し、政令で定めるところにより増加する額の保険料の支払を請求することができる。

5 保険契約者は、第一項の場合において、危険が減少したときは、保険会社に対し、政令で定めるところにより減少する額の保険料の返還を請求することができる。

(商法の適用)
第二十三條 責任保険の契約については、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、商法第三編第十章第一節第一款の規定による。

第三節 自動車損害賠償責任保険事業
(責任保険の契約の締結義務)
第二十四條 保険会社は、政令で定める正当な理由がある場合を除き、責任保険の契約の締結を拒絶してはならない。

(保険料率)
第二十五條 大蔵大臣は、責任保険に關し、次の各号に掲げる処分についての申請があつた場合において、当該申請に係る保険料率が能率的な経営の下における適正な原価を償うものでなく、又は保険料率の算定につき營利の目的の介入があるときは、これらの処分をしてはならない。

一 保険業法第一條第一項の規定による免許又は同法第十條第一項の規定による認可
二 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)第十條第一項の規定による認可
三 外国保険事業者に関する法律第三條第一項の規定による免許、同法第五條の規定による認可又は同法第十九條において準用する保険業法第十條第一項の規定による認可

第二十六條 責任保険については、損害保険料率算出団体に関する法律第十條の二、第十條の三、第十條の五第二項及び第十條の八から第十條の十二までの規定は、適用しない。

第二十七條 大蔵大臣は、責任保険の保険料が能率的な経営の下における適正な原価をこえることを認めるときは、保険会社又は損害保険料率算出団体に関する法律第二條第二項の規定による損害保険料率算出団体に對し、責任保険の保険料率の変更を命ずることができ

(同意)
第二十八條 大蔵大臣は、責任保険の保険約款及び保険料率に關し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

一 第二十五條各号に掲げる処分
二 前条の規定による変更命令
三 保険業法第十條第二項(外国保険事業者に関する法律第十九條)において準用する場合を含む。又は損害保険料率算出団体に関する法律第十條の六の規定による命令

2 大蔵大臣は、保険会社がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は責任保険の保険約款若しくは保険料率について保険業法若しくは外国保険事業者に関する法律若しくはこれらに基く命令若しくはこれらに基く処分違反した場合において、保険業法第十二條第一項又は外国保険事業者に関する法律第二十二條第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

(共同行為に關する通知)
第二十九條 大蔵大臣は、保険業法第十二條ノ三の規定による責任保険の事業に關する共同行為に關して、保険業法第十二條ノ六第一項(外国保険事業者に關する法律第十九條)において準用する場合を含む。の規定による届出があつたときは、その旨を運輸大臣に通知するものとする。

(代理店契約)
第三十條 保険会社は、自動車運送又は通運事業の振興を図ることを目的として組織する団体その他の者であつて、責任保険の事業の円滑な遂行上適當と認められるものと責任保険に關する代理店契約を締結するものとする。

(設置)
第三十一條 大蔵省に、自動車損害賠償責任保険審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)
第三十二條 審議会は、大蔵大臣の諮問に應じて、責任保険に關する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を關係大臣に建議する。

(諮問)
第三十三條 大蔵大臣は、第二十八條第一項各号に規定する処分をしようとするときは、審議会にはからなければならぬ。

(組織)
第三十四條 審議会は、委員十一人をもつて組織する。

第三十五條 委員のうち四人は、關係行政機關の職員のうちから、大蔵大臣が任命する。

2 前項の委員以外の委員は、次に掲げる者につき、大蔵大臣が運輸大臣の同意を得て、任命する。

一 学識経験のある者 三人
二 自動車運送に關し深い知識及び経験を有する者 二人
三 保険事業に關し深い知識及び経験を有する者 二人

3 前項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)
第三十六條 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を總理する。

(議決方法)
第三十七條 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の庶務)
第三十八條 審議会の庶務は、大蔵省銀行局において処理する。

(省令への委任)
第三十九條 この法律に規定するもののほか、審議会に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五節 政府の自動車損害賠償責任再保険事業

(再保険)

第四十条 政府は、保険会社が責任の再保険の事業によつて負う保険責任を再保険するものとする。

(再保険関係の成立)

第四十一条 政府と保険会社との間の再保険関係は、保険会社と保険契約者との間の責任保険関係の成立により、その成立の時に成立する。

(再保険金額)

第四十二条 再保険金額は、責任保険の保険金額の百分の六十とする。

(再保険料率)

第四十三条 再保険料率は、責任保険の保険料率に政令で定める割合を乗じたものとする。

(政府の支払うべき再保険金の金額)

第四十四条 政府が支払うべき再保険金の金額は、保険会社が支払うべき保険金の金額の百分の六十とする。

(再保険料の払い戻し)

第四十五条 政府は、保険会社が、保険約款で定めるところにより、保険の払い戻しをしたときは、政令で定めるところにより、保険会社に対して再保険料の一部を払い戻すことができる。

(保険代位等の場合の納付)

第四十六条 保険会社は、責任保険に関して代位により取得した権利を行使したときは、その行使によつて得た金額の百分の六十を政府に納付しなければならない。

2 保険会社は、第二十一条第二項後段又は第二十二条第三項の規定

による支払を受けたときは、支払を受けた金額の百分の六十を政府に納付しなければならない。

(通知)

第四十七条 保険会社は、保険契約者との間に責任保険関係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、当該責任保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更が生じたときも、同様とする。

2 保険会社は、責任保険に関する損害をてん補すべき原因が発生したと認めるときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に通知しなければならない。

(免責)

第四十八条 次の場合には、政府は、再保険金の全部又は一部につき、支払の責を免れる。

一 保険会社が、法令又は保険約款に違反して損害をてん補したとき。

二 保険会社が、てん補額を不当に認定して損害をてん補したとき。

(時刻)

第四十九条 再保険金の支払の義務及び再保険料の払い戻しの義務は二年、再保険料の支払の義務は一年を経過したときは、時刻によつて消滅する。

(再保険事業に関する経費の課入)

再保険事業(以下「自動車損害賠償責任再保険事業」という。)の業務の執要に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

(審査の請求)

第五十一条 保険会社は、自動車損害賠償責任再保険事業に関する政府の処分につき不服があるときは、運輸大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査の請求があつたときは、運輸大臣は、自動車損害賠償責任再保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の請求は、時刻の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(自動車損害賠償責任再保険審査会)

第五十二条 運輸省に、自動車損害賠償責任再保険審査会を置く。

2 自動車損害賠償責任再保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に属する事項を処理する。

第五十三条 自動車損害賠償責任再保険審査会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、運輸大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 前三項に規定するもののほか、自動車損害賠償責任再保険審査会の委員及び運営に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(政令への委任)

ののほか、再保険に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 自動車損害賠償自家保障

(自動車損害賠償自家保障の許可)

第五十五条 運輸大臣の行う自動車損害賠償自家保障の許可を受けた者(以下「自家保障者」という。)は、第五条の規定にかかわらず、許可に係る自動車を運行の用に供することができる。

(許可基準)

第五十六条 運輸大臣は、前条の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 許可を受けようとする者が政令で定める両数以上の両数の自動車に所有する者であること。

二 許可を受けようとする者が第三条の規定による損害賠償を適確に行うに足る経理的基礎及び組織を有する者であること。

三 許可を受けようとする者の使用する自動車について、自動車事故をひん免するおそれがないこと。

四 許可を受けようとする者が第六十六条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過していない者でないこと。

(自動車損害賠償支払準備金の積立)

第五十七条 自家保障者は、毎事業年度、運輸省令で定める金額を、自動車損害賠償支払準備金として積み立てなければならない。

(損害賠償に充てるための資産の管理)

第五十八条 自家保障者は、運輸省令で定める方法により、その使用する自動車に係る第三条の規定による損害賠償に充てるための資産の管理をしなければならない。

(自動車損害賠償支払準備金の使用)

第五十九条 自動車損害賠償支払準備金は、自家保障者が、その使用する自動車に係る第三条の規定による損害賠償に充てる場合を除き、これを使用してはならない。

(先取特権)

第六十条 自家保障者に対し第三条の規定による損害賠償の請求権を有する者は、自家保障者の総財産の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法第三百六条第一号に掲げる先取特権に次ぎ、商法第二百九十五条第一項(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の先取特権に先だつ。

(仮渡金)

第六十一条 自家保障者が、第五十五条の許可に係る自動車の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、自家保障者に対し、政令で定める金額を損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

2 第十七条第二項の規定は、自家保障者について、同条第三項及び第四項の規定は、自家保障者が前項の規定により仮渡金を支払つた

場合に準用する。

(差押の禁止)

第六十二条 前条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

(自動車損害賠償自家保障証明書)

第六十三条 運輸大臣は、自家保障者に対し、その使用する自動車一両ごとに、自動車損害賠償自家保障証明書を交付しなければならぬ。

2 自家保障者は、当該自動車損害賠償自家保障証明書について変更があつたときは、自動車損害賠償自家保障証明書をその変更についての記入を受けなければならぬ。

3 自家保障者は、自動車損害賠償自家保障証明書が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつたときは、運輸大臣に対して、その再交付を求めることができる。

4 自動車損害賠償自家保障証明書の記載事項その他自動車損害賠償自家保障証明書に関する細目は、運輸省令で定める。

第六十四条 自動車損害賠償自家保障証明書を、自家保障者から第七十八条第一項の自動車損害賠償事業賦課金の納付を受けた後でなければ、交付しないものとする。

第六十五条 自家保障者が運行の用に供する自動車に係る第八条及び第九条の規定の適用については、自動車損害賠償自家保障証明書を自動車損害賠償責任保険証明書とみなす。

(許可の取消)

第六十六条 運輸大臣は、自家保障者が、第五十六条第一号から第三号までに掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は引き続き自家保障者であることが被害者の保護に欠けるおそれがあると認めるときは、第五十五条の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る自動車損害賠償自家保障証明書を七日以内に運輸大臣に返納しなければならぬ。

(許可の失効)

第六十七条 自家保障者が、当該自動車について責任保険の契約を締結したときは、第五十五条の許可は、その効力を失う。

2 自家保障者は、前項の規定により第五十五条の許可がその効力を失つたときは、七日以内に、当該自動車損害賠償自家保障証明書を添えて、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

第六十八条 自家保障者が、死亡し、又は解散したときは、第五十五条の許可は、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。
一 自家保障者が死亡したときは、その相続人
二 自家保障者たる法人が合併及び破産以外の事由により解散したときは、その清算人
三 自家保障者たる法人が合併により解散したときは、その役員

であつた者

四 自家保障者たる法人が破産により解散したときは、その破産管財人

(報告徴収及び立入検査)

第六十九条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、自家保障者に対して、その自動車の使用、自動車事故の概要若しくは財産の状況に関し、報告をさせ、又はその職員に自家保障者の事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(省令への委任)

第七十条 この法律に規定するもののほか、第五十五条の許可の申請手続及び自家保障者の遵守すべき事項については、運輸省令で定める。

第五章 政府の自動車損害賠償保障事業

(自動車損害賠償保障事業)

第七十一条 政府は、この法律の規定により、自動車損害賠償保障事業を行う。

(業務)

第七十二条 政府は、自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動

車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときは、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。責任保険の被保険者でない者(国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、都道府県、第十条の政令で定める者及び自家保障者を除く)が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合も、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補する。

2 政府は、第十六条第四項又は第十七条第四項(第六十一条第二項において準用する場合を含む)の規定による請求により、これらの規定による補償を行う。

3 前二項の請求の手続は、運輸省令で定める。

(他の法令による給付との調整等)

第七十三条 被害者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他政令で定める法令に基いて前条第一項の規定による損害のてん補に相当する給付を受けるべき場合には、政府は、その給付を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項の規定による損害のてん補をしない。

2 前条第一項後段の場合において、被害者が第三条の規定による損害賠償の責に任ずる者から損害の賠償を受けたときは、政府は、その金額の限度において、前条第

一項後段の規定による損害のてん補をしない。

(差押の禁止)

第七十四条 第七十二条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

(時効)

第七十五条 第六十六条第四項、第七十七条第四項(第六十一条第二項において準用する場合を含む)又は第七十二条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第七十六条 政府は、第七十二条第一項の規定による損害のてん補をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得する。

2 政府は、保険契約者又は被保険者の意思によつて損害が生じた場合において、保険会社が第六十二条第一項の規定により被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、その支払金額の限度において、被害者が保険契約者又は被保険者に対して有する権利を取得する。

3 政府は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかつた場合において、保険会社又は自家保障者が第七十七条第一項又は第六十一条第一項の規定により被害者に対して仮渡金の支払をしたときは、被害者に対してその返還を請求することができる。

(業務の委託)

第七十七条 政府は、政令で定める

ところにより、第七十二条第一項の規定による業務の一部を保険会社に委託することができる。

2 保険会社は、保険業法第五十条(外国保険業者に関する法律第十九条)において準用する場合を含む。の規定にかかわらず、前項の規定により委託された業務を行うことができる。

3 運輸大臣は、第一項の規定による委託をしたときは、委託を受けた保険会社の名称その他運輸省令で定める事項を告示しなければならない。

(自動車損害賠償保障事業賦課金)
第七十八条 保険会社及び自家保険者は、運輸省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車損害賠償保障事業賦課金として政府に納付しなければならない。

2 前項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び都道府県の自動車損害賠償保障事業賦課金の納付について準用する。

(過怠金)
第七十九条 政府は、第七十二条第一項後段の規定による損害のてん補をしたときは、損害賠償の責任を有する者に対して、政令で定める金額を過怠金として徴収することができる。

(徴収金の滞納処分)
第八十条 第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金又は前条の過怠金を納付しない者があるときは、運輸大臣は、期限を定め督促をする。

2 運輸大臣は、前項の規定による督促をするときは、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により定めるべき期限は、これを発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 運輸大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに自動車損害賠償保障事業賦課金又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(先取特権の順位)
第八十一条 第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金及び第七十九条の過怠金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先立つ。

(自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入)
第八十二条 政府は、国及び第十條の政令で定める者が運行の用に供する自動車について、第七十八条第二項の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

2 政府は、この法律に規定する自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費の一部を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

督促をするときは、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により定めるべき期限は、これを発する日から起算して十日以上経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

4 運輸大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに自動車損害賠償保障事業賦課金又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(先取特権の順位)
第八十一条 第七十八条第一項の自動車損害賠償保障事業賦課金及び第七十九条の過怠金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先立つ。

(自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入)
第八十二条 政府は、国及び第十條の政令で定める者が運行の用に供する自動車について、第七十八条第二項の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

2 政府は、この法律に規定する自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費の一部を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第六章 雑則
(業務の管掌)
第八十三条 第三章第五節及び前章に規定する政府の業務は、運輸大臣が管掌する。

(権限の委任)
第八十四条 第四章、前章及び次条の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、陸運局長に行わせることができる。

(証明書の提示)
第八十五条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、道路その他自動車のある場所において、自動車を運転する者に対して、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償自家保障証明書の提示を求めさせることができる。

2 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。
(運輸大臣の任務)
第八十六条 運輸大臣は、この法律に規定する職権の行使にあたつては、被害者の保護に欠けることがないように努めなければならない。

第七章 罰則
第八十七条 第五條の規定に違反した者は、三箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第八十八条 第八條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六十六条第二項又は第六十七條第二項(第六十八條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反した者

二 第六十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

四 第八十五条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十一条 保険会社が第二十四条の規定に違反したときは、保険会社の取締役(外国保険業者に関する法律に規定する外国保険業者にあつては、その日本における代表者。次項において同じ)は、三十万円以下の過料に処する。

2 保険会社又は損害保険料率算出団体が第二十七条の命令に違反したときは、保険会社の取締役又は損害保険料率算出団体の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日とする。

2 (他の法律の改正)
大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表中公認会計士審査会の項の次に次の一項を加える。

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車損害賠償責任再保険責任再保険審査会

自動車

十九 自動車損害賠償責任再保険特別会計の経理を行うこと。

二十 自動車損害賠償自家保障に関する事項。

第三十八条第一項の表中鉄道建設審議会の項の次に次の一項を加える。

自動車損害賠償責任再保険審査会
運輸大臣の諮問
賠償責任再
損害賠償保障法
（昭和三十年法律第五十一号第二項に規定する審査を行うこと。）

第五十一号第一項第二十号の次に次の三号を加える。

二十の二 自動車損害賠償責任再保険に関する事項。

二十の三 自動車損害賠償自家保障に関する事項。

二十の四 自動車損害賠償保障事業に関する事項。

4 保険業法の一部を次のように改正する。

第十二条ノ三第一号中「又ハ航空保険事業（航空機、航空機ニ依リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ填補スル損害保險事業ヲ含ム以下同ジ）」を、「航空保險事業（航空機、航空機ニ依リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ与ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ

云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ填補スル損害保險事業ヲ含ム以下同ジ）」又ハ自動車損害賠償責任再保険事業に、同条第二号中「海上保險事業及航空保險事業」ヲ「海上保險事業、航空保險事業及自動車損害賠償責任再保險事業」に改める。

5 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五号第九号の八の次に次の一号を加える。

九ノ九 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第五十一号）ニ規定スル保險会社ノ自動車損害賠償責任再保險ニ關シ發スル保險料受取書及保險契約證書

6 自動車保險の契約（被保險者が自動車ノ運行によつて他人に加えた損害の賠償責任を負ふことにより受けることあるべき損害をてん補することを目的とする保險契約をいう。）であつて第五号の規定の施行の日前に締結されたもの（以下「旧契約」という。）の保險契約者は、当該自動車につき責任保險の契約が締結されたときは、旧契約を解除することが出来る。

7 前項の規定により旧契約が解除されたときは、旧契約の保險者（以下単に「保險者」という。）は、保險契約者に対して、政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならない。

8 旧契約の保險金額は、当該自動車につき責任保險の契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとす。

9 旧契約の保險契約者は、当該自動車につき責任保險の契約が締結されたときは、保險者に対して、政令で定める金額の支払を請求することが出来る。ただし、附則第六項の規定により旧契約を解除したときは、この限りでない。

10 旧契約の保險契約者が、前項本文の規定による請求をしたときは、その時以後、旧契約の保險金額は、附則第八項の規定により増加した時以前の金額に復するものとする。

11 旧契約に係る自動車につき責任保險の契約が締結された場合において、旧契約及び責任保險の契約によりてん補すべき損害が生じたときは、まず責任保險の契約による損害のてん補を行い、そのてん補金額が損害の全部をてん補するに足りないときは、その足りない金額を旧契約によりてん補するものとする。

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案
日本航空株式会社法の一部を改正する法律

日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。
（取締役及び監査役の人数）
第四条 会社の取締役は、十人以上（うち、代表取締役二人）、監査役は、三人以内とする。

（社長及び副社長）
第四条の二 会社に社長一人及び副社長一人を置き、代表取締役をもつてあつては、取締役会を主宰し、その決議に基づき、会社の業務を総理する。

2 社長は、取締役会を主宰し、その決議に基づき、会社の業務を総理する。

3 副社長は、社長を補佐し、社長に事故があるときは、その職務を代理し、社長が欠けたときは、その職務を行う。

（取締役及び監査役の選任等の決議）
第四条の三 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議並びに商法第二百六十一条第一項の規定による会社の代表取締役の決定の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（取締役の兼職制限）
第四条の四 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を得たときは、この限りでない。

第八条を次のように改める。
（補助金の交付）
第八条 政府は、会社に対し、その行う国際路線における定期航空運送事業の維持発展を図るため必要があるとき、補助金を交付することが出来る。

第十二条中「又は担保に供し」を「若しくは担保に供し、又は有償で取得し」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（事業計画等に関する監督）
第十二条の二 会社は、毎營業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、当該營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を運輸大臣に提出して、その認可を受ける。

2 運輸大臣は、会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があるときは、事業計画及び資金計画の実施並びに収支予算の執行について、監督上必要な命令をすることが出来る。

第十三条中「及び前条」を「第十二条及び前条第一項」に改める。
第十八条第二号中「又は担保に供した」を「若しくは担保に供し、又は取得した」に改め、同条第三号を第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。
三 第十二条の二第一項前段の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算を提出しなかつたとき。
四 第十二条の二第二項の規定に基き命令に違反したとき。

計画、資金計画及び収支予算を運輸大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があるときは、事業計画及び資金計画の実施並びに収支予算の執行について、監督上必要な命令をすることが出来る。

第十三条中「及び前条」を「第十二条及び前条第一項」に改める。
第十八条第二号中「又は担保に供した」を「若しくは担保に供し、又は取得した」に改め、同条第三号を第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。
三 第十二条の二第一項前段の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算を提出しなかつたとき。
四 第十二条の二第二項の規定に基き命令に違反したとき。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現在に在任する日本航空株式会社の取締役及び監査役の任期は、この法律の施行後最初の株主総会の終結の時までとする。

3 この法律の施行後最初の株主総会の終結の時までは、改正後の日本航空株式会社の法第四、第四、第四の二及び第四の四の規定は、適用しない。

○三木 国務大臣 最初に船舶積荷測定

法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

船舶の純積量を算定するに当たっては、現行の船舶積量測定法によりまして、機関室等の積量を総積量から控除することになっておりますが、この機関室の控除積量は、機関室の積量と総積量との割合が一定の比率以下になりますと急に小さくなり、従って純積量が急に大きくなって、はなはだしく均衡を失うようなことになっております。

最近の船舶は、技術の進歩によって推進機関が次第に小型化してきておりますので、機関室の積量が前に述べた一定の比率以下になり、純積量が急に大きくなる船舶が著しく増加して参りました。この不合理的なことを是正するためには、機関室の積量が前に述べた一定の比率以下になる場合に、この機関室の控除積量が急に小さくならないような規定に改める必要があります。これがこの法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

次に海上運送法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

現行の海上運送法におきましては、旅客定期航路事業については免許制がとられておりまして、法に基く厳重な監督規制が加えられておるのでありますが、不定期航路事業は単なる届出制でありまして、その経営は事業者の自由にかまされておるのであります。このように海上運送法上の取扱いが異なっておりますのは、旅客定期航路事

業は不特定多数の旅客を対象とし、国民の日常生活に直接重大な関係がありますため、行政権の干渉が必要とされるのに対して、不定期航路事業は貨物運送がその大部分でありまして、自由な事業活動を認めることが海運を發展せしめ、公共の福祉を増進することになると考えられるたからにはかならないのであります。

しかしながら法施行後の実情を見ますに、不定期航路事業の中にも旅客運送を行うものが少なくないのであります。特に最近においては観光面における需要の増大と相俟って、その数はますます増加の傾向を示しているのであります。これらの事業は、その多くが不特定多数の旅客を相手として経営されておりますため、これが事業者の自由営業に放任されておりましたことは、利用者の利益を阻害するおそれがあるばかりでなく、ときにはこれが旅客定期航路事業に対する擾乱ともなるのであります。海上運送法の目的とする運送の秩序維持の面からも放置できないものがあるものであります。このような実情にかんがみまして、今回の改正案におきましては、不定期航路事業のうち、国内航路において旅客船により旅客の運送をするものについては、その開始の際に運輸大臣の許可を要することにしたいたしました。その運賃、運送約款、運航計画等、利用者の利益または運送の秩序に直接関係するものについて、旅客定期航路事業に準じた規制を加えることとしたのであります。

次に、最近交通機関による事故が頻発しておりますので、旅客運送を行う事業については、特に監督を強化することの必要性が痛感されますので、以上に述べた不定期航路事業に対する規制の強化にあわせて、現在免許制となっております旅客定期航路事業につきましても、その免許基準について安全の確保を考慮に入れた改正を行いますとともに、免許事業者が船舶安全法または船舶職員法のごとき人命の安全に関する法令に違反したした場合に、その事業を停止せしめ、またはその免許を取り消すことができることにいたしました。これらの安全関係法令の勵行の確保に資することにいたしました次第であります。

以上が今回の改正の主要な点であります。その他にも、法の運営上の経験にかんがみまして、若干の改正を要すると認められた点につき、この機会にあわせて改正を行い、規定を整備したいと存するものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

次に自動車損害賠償保障法案の提出理由を御説明申し上げます。

最近における自動車運送の発達は、ことに目ざましいものがありまして、本年二月末の車両数は百三十四万二千両に達し、戦前最高であった昭和十三年に對しまして六倍をこえるという盛況を呈しているものであります。これとともに、自動車事故の発生も急激に増加し、昨年一カ年において七万二千五百名にも上る死傷者をもたらすという憂慮すべき事態に立ち至っているものであります。ここににおきまして、諸般の事故防止対策の強化徹底にもかかわらず、不可避的に発生する自動車事故による被害者の保護に万全を期しますため、今世紀初頭よりつとに実施されて

おります諸外国の立法例にならない、自動車損害賠償保障制度を確立するため、本法案を提出したものであります。道路運送法第百二十五条の二にありまます自動車事故による損害賠償を保障する制度の確立に努むべき旨の規定の趣旨にも沿おうとするものであります。

次に、本法案の骨子について御説明申し上げます。

第一は、自動車による人身事故の場合の賠償責任を適正するための措置であります。このために人身事故につきましても、自動車側に故意過失がないとともに、被害者または第三者に故意過失があったことを自動車側で証明できない限り、自動車側に賠償責任を負わせることにいたしました。その責任を無過失責任主義に近づけたのであります。

第二は、自動車側の賠償能力を常時確保するための措置であります。

その一は、強制保険制度でありまして、原則としてすべての自動車について、賠償責任保険契約の締結を義務づけるものであります。この場合の保険者は民間保険会社といたしますが、本法案の目的を達成するために、引受義務、非常利の利率の算定等について、保険業法等の特則を設けますとともに、免責事由の縮減等について商法の特例を設けることとしたしております。さらに本保険につきましても、その特殊性にかんがみ、政府がその百分の六十を再保険する措置をも講じております。なお多数両数の所有者に對しましては、例外的に自家保障の道を開いております。

その二は、自動車損害賠償保障事業

でありまして、ひき逃げ事故のように加害者が不明な場合等におきまして、政府が被害者に損害を填補する措置を講じようとするものであります。

以上が本法案の要旨であります。なお本法案による政府の再保険事業及び保障事業の実施につきましては、約二千六百万円を一般会計から繰り入れる予算案がすでに御審議を受けており、またこれに伴う自動車損害賠償責任再保険特別会計法案も本法案とともに提出されております。

以上によりまして、本法案の提出理由についての御説明を終ります。自動車事故による被害者の保護をはかり、自動車運送の健全な発達に資しましたためには、ぜひとも本法の制定を必要とするものと考えられますので、何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたします。

次に日本航空株式会社法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

日本航空株式会社が昨年十月、日本航空株式会社法による特殊法人として発足して以来、すでに一カ年半以上になります。その間、国会の御審議を経て初年度十億圓、昨年度十億圓と合計二十億圓の政府出資を行う等の助成策を講じて参りました。

しかしながら本会社の経営路線は、逐次拡充されて参り、本会社路線における利用率も、国内線においては国際水準あるいはそれ以上、国際線においてもおおむね国際水準に近い程度にまで達しております。

しかしながら本会社の経理の状況について見ますと、まず借入金が五十九億圓に上るのみならず、その大部分が比

較的短期間の借入金であるため、多額の利子と資本的不安定に悩まされておりますとともに、収支の上でも、当初よりの悪条件と経験の不足とに災いされて、必ずしも良好とは申せませず、本年三月期決算において会社設立以来の欠損金が累計十五億四千万円となっております。

このような現状にかんがみまして政府は、本会社の資本構成の改善をはかるため、本年度においても、さらに十億円を追加して出資いたす予定にしておりますほか、ことに国際競争力の点で不利な状況に置かれている本会社の国際路線運航に対し、総額三億五千五百万円の補助金を交付するため、目下予算の御審議を願っている次第であります。本会社の経営の現状から、このように政府の助成措置を一そう厚くいたしましたことに対応して、さしあたつて政府による監督をある程度強化することが必要であると考えられますので、現行法を改正いたしまして、所要の措置をとることとした次第でございます。

その内容を大略申し上げますと、まず従来代表取締役についてのみ運輸大臣の認可制が行われておりましたのを、これを全役員に及ぼし、同時に社長、副社長制を設け、また役員の人数を法定し、かつ取締役の兼職に対して制限を加える等、責任体制を法律上明確にするようにいたしました。さらに、運輸大臣の認可を要する事項として重要施設の取得と、毎営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算とを加え、これらの計画及び収支予算の執行について、運輸大臣が監督上必要な命令をなし得ることいたしました。以

上のはか、補助金の交付について従来の規定は、国際航空運送事業育成の趣旨が十分に現われておりませんでしたので、これを明確にすることといたしました。なお認可事項の増加に伴い、罰則の規定を整備するとともに、必要な経過規定を設けることといたしました。

以上簡単ではありますが、本法案の提案理由並びにその内容の概略を御説明申し上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決せられますようお願いいたします。

○原委員長 以上をもつて四法案の提案理由の説明が終了しました。質疑は次会に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

次会は公報をもつて御通知申し上げます。

午前十一時二十八分散会

第九号中正誤
頁 段 行 誤 正
八 三 末七 現在属員 現在職員